

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

12月4日発行

Vol.675

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

目次

11/22

金

南相馬市HP

「みなみそうまトピックス」から

令和6年度市金婚祝賀会

11月22日、ホテル丸屋グランデにて市金婚祝賀会を開催しました。



2ページをご覧ください。

●「みなみそうまトピックス」から

- ・令和6年度市金婚祝賀会 ----- 2
- ・手づくり絵本コンテスト2024表彰式 ----- 2

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 3
- 浪江町 ----- 7
- 双葉町 ----- 13
- 郡山市 ----- 22

●東京電力ホールディングス

- ・個人さまに対する請求書類「生命・身体的損害に係る賠償」の発送について ----- 26

11/22 金

令和6年度市金婚祝賀会

11月22日、ホテル丸屋グランデにて市金婚祝賀会を開催しました。

結婚50年の節目を迎えたご夫婦15組にご出席いただき、代表者へ賀寿状などが手渡されました。

式典ではアトラクションとして鈴寿輔会による日本舞踊や、さゆり幼稚園による歌遊びなどが披露されました。



11/23 土祝

手づくり絵本コンテスト2024表彰式

11月23日、中央図書館において、幼児から小学生を対象とした手づくり絵本コンテストの表彰式を開催しました。

このコンテストは、本市にゆかりのある作家わたりむつこ氏からの寄付金を活用したもので、児童の創造性を育み、創作意欲を湧き立て、自分を表現できる場を提供することを目的としたものです。

表彰状を受け取った後、市長と教育長から絵本を作ったきっかけや作品への思いなどについて質問を受けた子どもたちは、一問一問考えながら思いを伝えていました。

入賞作品は、12月1日から28日まで中央図書館の子ども図書館にて展示する予定です。





南相馬市からのお知らせ

本庁市民課窓口証明書のキャッシュレス決済

12月2日HP更新

本庁市民課(原町区)の窓口で住民票や税証明などの交付手数料の支払いに、クレジットカードや電子マネー、QRコードなどの決済サービスが利用できるようになりました。

導入開始日

12月2日(月)

取扱窓口

本庁市民課

注意 小高区役所、鹿島区役所では取り扱っておりません。

対象の証明書

戸籍、除籍、住民票、印鑑証明書、所得/課税証明書などの窓口証明書交付手数料

注意 マイナンバーカードの再交付、電子証明書の交付手数料は現金のみとなります。

利用可能なキャッシュレス決済

● クレジットカード

VISA



マスターカード



JCB



American Express



Diners Club

● 電子マネー



QUICPay



nanaco



WAON



楽天Edy



交通系ICカード(Suicaなど)

次ページへ続きます

● QRコード



d払い



PayPay



楽天Pay



SmartCode (auPAY、メルPay、FamiPayなど)

注意事項

- 電子マネーのチャージ(入金)はできません。
- 残高不足の場合は、他の支払い方法をお願いします。
- 現金との併用はできません。
- 窓口での証明書交付手数料は、現金でもキャッシュレスでも同じ金額です。

問い合わせ

市民生活部 市民課 窓口サービス係

TEL 0244-24-5235

マイナンバーカードによるコンビニ交付の一時停止について

11月28日HP更新

システムメンテナンス作業に伴い、マイナンバーカードを利用した「コンビニ交付サービス」のうち、次のサービスを停止します。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

停止期間

12月6日(金) 午後5時30分～12月7日(土) 午前6時30分

停止するサービス

- (1) 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)
- (2) 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)
- (3) 戸籍の附票の写し
- (4) 戸籍証明書交付の利用登録申請

問い合わせ

市民生活部 市民課 戸籍記録係

TEL 0244-24-5235

避難指示区域別居住状況(令和6年11月30日現在)

12月2日HP更新

旧避難指示区域内の小高区および原町区の居住人口は、11月30日現在で4,346人となり、同区域内の住民登録人口(6,756人)に占める居住率は64.3パーセントになりました。

- ▶ 旧避難指示区域内の住民登録人口と居住人口の推移(令和6年11月30日現在)
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/53/kyojyujinnkousui_061130.pdf



- ▶ 避難指示区域別の世帯数と人口(令和6年11月30日現在)
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/53/kyojyujinnkou_061130.pdf



問い合わせ

復興企画部 被災者支援課

TEL 0244-24-5223



みなみそうまチャンネル



電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663



南相馬市

<http://www.minamisoma.tv/channel/>

今週の番組

番組内容 [11/29~12/6]

- 毎時 00分～ オープニング&今週の番組
 02分～ 南相馬市長 12月定例記者会見
 12分～ 鹿島区小中学校音楽祭 鹿島小学校金管
 原町・小高区小中学校音楽祭 開会式
 18分～ 南相馬市立総合病院 オープンホスピタル
 26分～ 月刊図書館通信12月号
 32分～ 鹿島区小中学校音楽祭 全体合唱・閉会式
 原町・小高区小中学校音楽祭 原町第一小学校
 38分～ 元気モリモリ! もりあげ隊 エール体操
 44分～ 水道管の冬支度について 南相馬市水道課
 49分～ 四季百景～秋景山水を往く～
 54分～ 福島県警交通啓発動画 ドライバー編
 55分～ 南相馬市民の歌
 59分～ 12月の休日当番医/南相馬市立病院駐車場について/リクエストアワー

※音楽祭は1時間おきに
内容が変わります

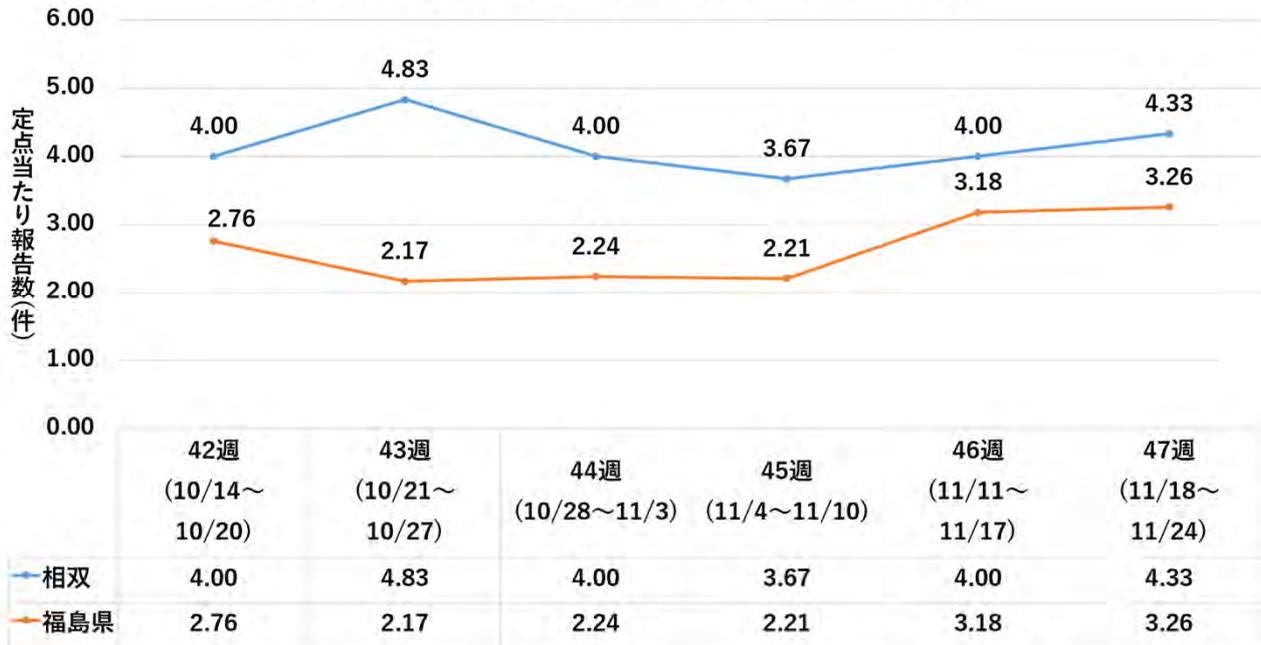


みゆーまーくん

新型コロナウイルス感染症の発生動向について

11月28日HP更新

新型コロナウイルス感染症発生動向（相双地域・福島県）



定点当たりの報告数については、下記ホームページでご確認ください。

▶ 新型コロナウイルス感染症の発生動向について(福島県ホームページ)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045i/covid19-data.html#teiten>



なお、相双保健所管内の市町村は、南相馬市、相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村の12市町村となります。

感染対策のポイント

感染予防を心がけ体調を整えるようにしましょう。
 高齢者や基礎疾患のある方が感染した場合は、重症化するおそれがあります。
 感染対策として「マスクの着用を含めた咳エチケット」や「手洗い（手指消毒）」、「換気」等が効果的です。



咳エチケット



マスク着用



手洗い



換気

問い合わせ

健康福祉部 健康づくり課 健康支援係

TEL 0244-23-3680



浪江町からのお知らせ

町弁護士による法律相談会を出張所で開催します【福島・いわき・二本松】

12月2日HP更新

町の弁護士が法律問題について、相談を受け付けています。
各出張所にて開催しておりますので、気軽にご参加ください。

開催日時・場所

相談を希望される方は、窓口にお声掛けしてください。

■時間 午後1時～4時

■開催日

月	福島出張所	いわき出張所	二本松出張所
12月	2日(月)	10日(火) 24日(火)	17日(火)
1月	6日(月)	14日(火) 28日(火)	21日(火)
2月	3日(月)	12日(水) 25日(火)	18日(火)

- ※ 予約不要ですが、1組ずつの相談となりますので、お待たせすることがあります。
- ※ 相談弁護士は町の職員であるため、裁判などの代理人になることはできません。
代理が必要な案件の場合は、弁護士会をご紹介することとなります。

各出張所の住所および電話番号

	住所	電話番号
福島出張所	〒960-8141 福島市渡利字舟場2-1	024-529-7451
いわき出張所	〒970-8025 いわき市平南白土一丁目5-12	0246-24-0020
二本松出張所	〒964-0875 二本松市槻木253-8	0243-62-0123

問い合わせ

介護福祉課 避難生活支援係

TEL 0240-34-0260

令和6年度第5回浪江町営住宅入居者募集

12月1日HP更新

町営住宅の入居予定者を次のとおり募集します。

▶ 12月募集のご案内 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/21885.pdf>

募集期間

12月5日(木)～12月19日(木) ※期間内必着

募集住宅

種別	住宅名	住戸タイプ	間取り	住宅種類	募集戸数
災害公営住宅	幾世橋 住宅団地	木造戸建て	3LDK	一般住宅	1
			2LDK	一般住宅	1
	請戸 住宅団地	木造戸建て	3LDK	一般住宅	-
			2LDK	一般住宅	2
福島再生賃貸 住宅	幾世橋 集合住宅	RC5階建て	3DK	一般住宅	1
			1LDK	優先住宅 注意	1
			1LDK	優先住宅(車いす)	1
	津島 住宅団地	木造戸建て	3LDK	一般住宅	-
			2LDK	一般住宅	-
町営住宅	御殿南住宅	木造2戸1棟	2DK	一般住宅	-

注意 優先住宅は、幾世橋集合住宅の1階部分にあたり、優先世帯(高齢者(65歳以上)・障がい者・要介護者がいる世帯)に限り申し込むことができます。

- 子育て世帯、高齢者(75歳以上)・障がい者・要介護者がいる世帯には、抽選の優遇措置があります。
- すべての住宅でペットの飼育が可能です。
- 家賃は世帯の所得に応じて決定します。
- 幾世橋集合住宅、請戸住宅団地、津島住宅団地は、家賃のほかに共益費がかかります。
- 請戸住宅団地、津島住宅団地は、家賃・共益費のほかに浄化槽の清掃費がかかります。

次ページへ続きます 

申し込み資格

住宅の種別により申し込み資格が異なりますので、詳しくは募集要項をご覧ください。

【共通要件】

次のすべての要件を満たす方

- 現に住宅に困窮していること ※住宅困窮理由は申込書の裏面でご確認ください。
- 市町村の税の滞納がないこと
- 過去に町営住宅に入居していた場合、家賃に滞納がないこと
- 暴力団員でないこと

【災害公営住宅】(幾世橋住宅団地・請戸住宅団地)

浪江町に帰還する方(※平成23年3月11日時点で町内に居住)で、次のいずれかに該当する方

- 町内に居住する住宅がない方(申込者名義の住宅がない)
- 帰還困難区域にお住まいだった方

【福島再生賃貸住宅】(幾世橋集合住宅・津島住宅団地)

世帯の年間所得の月額が**487,000円**を超えない方で、次のいずれかに該当する方

- 浪江町に帰還する方(※平成23年3月11日時点で町内に居住)
- 浪江町に移住する方

【町営住宅】(御殿南住宅)

町内に居住する住宅がない方で、次のいずれかに該当する方

- 浪江町に帰還する方(※平成23年3月11日時点で町内に居住)
- 世帯の年間所得の月額**158,000円** **注意** を超えない方

注意 裁量世帯(高齢者(60歳以上のみ)、障がい者、要介護者、就学前の子どもがいる世帯)は月額**214,000円**

募集要項

【災害公営住宅】

▶ 幾世橋住宅団地募集要項[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/21886.pdf>



▶ 請戸住宅団地募集要項[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/21887.pdf>



次ページへ続きます 

【福島再生賃貸住宅】

▶ 幾世橋集合住宅募集要項 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/21888.pdf>



▶ 津島住宅団地募集要綱 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/21889.pdf>



【町営住宅】

▶ 御殿南住宅募集要項 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/21890.pdf>



● 住宅の概要はこちらをご覧ください。

▶ 浪江町営住宅概要

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/23/28273.html>



申し込み方法

申込書に必要書類を添付して提出してください。

● すべての方

▶ 町営住宅入居申込書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/21157.pdf>



● 解体状況がわからない方

▶ 被災家屋に関する同意書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14740.pdf>



● 前年1月以降に就職・転職した方

▶ 給与支払証明書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14741.pdf>



● 前年1月以降に退職し、現在も無職の方

▶ 退職証明書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14742.pdf>



次ページへ続きます 

●諸事情により申し込み後に辞退される方

▶町営住宅入居辞退届[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16035.pdf>



申込先

【窓口・郵送】住宅水道課 住宅係 ※期間内必着
〒979-1952 双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2

【窓口のみ】津島支所、各出張所(福島・二本松・いわき)

今後の募集スケジュール

※ 空きがない場合は募集を行いません。

募集回	募集時期	入居予定時期
第6回	令和7年 2月10日(月)～令和7年 2月21日(金)	令和7年 4月入居

問い合わせ

住宅水道課 住宅係

TEL 0240-34-0232

第2回 請戸ものまつりを開催します

12月2日HP更新

請戸漁港で水揚げされる海産物「請戸もの」のおいしさと魅力をPRするため、「第2回 請戸ものまつり」を開催します。

幼魚水族館 館長 鈴木香里武さんトークステージのほか、お子さんにも大人気のお魚水族館(タッチプール)や、請戸もの生産者である請戸の漁師さんとの交流企画、請戸ものを使った特別メニューのキッチンカーなどを予定しています。

とき

12月21日(土) 午前10時～午後3時

ところ

道の駅なみえ



次ページへ続きます

内容**(1) 幼魚水族館 館長 鈴木香里武さんトークステージ**

幼魚水族館館長で岸壁幼魚採集家の「鈴木香里武氏」による魚や海のお話、環境に関するトークショーを行います。

(2) さかな芸人 ハットリさんお笑いライブ

魚を愛する水産系芸人の「ハットリ氏」によるお笑いライブを行います。

(3) 「しらうおのお吸い物」無料おふるまい

相馬双葉漁業協同組合請戸地区の協力により、請戸で水揚げされた白魚をたっぷり使ったお吸い物を無料配布いたします。

(4) おさかな水族館

有限会社柴栄水産の協力により、請戸漁港で水揚げされた生きているお魚や貝を見て触れることができるタッチプール。請戸でどんな魚介が水揚げされるのかぜひご覧ください。

(5) ロープワーク体験&漁具の展示

相馬双葉漁業協同組合請戸地区の協力により、実際に使用している漁具の展示やロープワークにチャレンジできます。

(6) ほっき貝の絵付け体験

請戸特産のほっき貝の殻に、自由に絵や文字を書いて遊べる体験です。

(7) 請戸ものコラボキッチンカー

請戸ものを使った特別メニューを提供するキッチンカーが、おいしいお料理をお出しします。

※ 昨年度のおさかな水族館の様子

**問い合わせ**

農林水産課 農林水産係

TEL 0240-34-0246



双葉町からのお知らせ

町民の皆さまへ(町長メッセージ)

12月1日HP更新

12月に入り、今年も残りひと月となりました。

11月1日、浅尾敬一郎環境大臣が来庁されました。帰還困難区域の避難指示解除に向けた除染等の取り組みをはじめ、除去土壌の県外最終処分、さらには、ALPS処理水の海洋放出にあたってのモニタリングに重点的に取り組んでいただくよう要望しました。

11月3日、令和6年度双葉町表彰式を挙行了しました。今年度の表彰式では、多年にわたり消防団員として消防活動に貢献された1名の方に功労表彰、5人の方に永年勤続表彰を贈りました。また、多年にわたり双葉町職員として職務に精励された2人の方に永年勤続表彰を贈りました。さらに、行政区長として町民の絆の維持・発展に貢献された3人の方に感謝状を贈りました。改めて皆さまに敬意を表するとともに、長期避難が続き課題が山積する中、復興・再生を目指す双葉町の町政運営に多大なるご協力を賜りましたことに対し深く感謝申し上げます。

11月5日、原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会の副会長として福島県知事に対して要望活動を行いました。物価高を起因とした建築コストの高騰が、住民の帰還をより一層困難にしていることから、双葉町では住宅取得や改修等に対する町独自の支援を令和6年度予算に計上しておりますが、町民の早期帰還を促すため、県のさらなる支援を要望しました。

11月6日、伊藤忠彦復興大臣が輿水恵一副大臣とともに来庁されました。帰還困難区域の避難指示解除に向けた除染等の取り組みと、第2期復興・創生期間以降の財源確保、さらには帰還者向けの住宅支援施策の拡充について重点的に取り組んでいただくよう要望しました。その後、三字地区と鴻草地区の視察に同行し、町の現状を説明しました。

11月12日、内堀雅雄福島県知事が来庁されました。町内での学校再開予定地の旧双葉中学校と駅西住宅の視察に同行しました。

慌ただしく過ぎる師走です。適度に休養をとり、体調管理には十分留意されますようお願いいたします。

双葉町長 伊澤 史朗

「特定帰還居住区域」の設定に向けた帰還意向調査について

12月2日HP更新

町は、内閣府と共同で第1期帰還意向調査において「帰還意向有り」と回答いただいた世帯を除き、震災当時、帰還困難区域(中間貯蔵施設区域を除く)に住居登録されていた方のうち、土地または建物を所有している方と、その方と同居されていた親族の方を対象に帰還意向調査を実施します。

これは、国の「2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進める」という方針に基づき実施するものであり、今回は2回目の調査となります。

調査対象となる方には、主に対象世帯の世帯主様に調査票を、12月上旬に送付します。

調査対象になるか不明の場合や、調査票が届いてない場合など、不明な点がありましたら、個別にお伺いさせていただきますので、問い合わせセンターにお問い合わせください。

「双葉町 帰還意向調査」問い合わせセンター

●受託事業者： アジア航測株式会社  0120-285-122

●受付時間 ・平日 午前8時30分～午後5時15分
・土曜 午前9時～正午(令和7年3月1日まで)

●休業日 土曜日(令和7年3月8日以降)、日曜、祝日
※年末年始休業期間 12月30日(月)～令和7年1月3日(金)

提出期限

令和7年2月28日(金)

※ 提出期限を過ぎてしまった場合は、上記の問い合わせセンターにご連絡ください。

調査対象となる方

令和4年8～9月に実施しました第1期帰還意向調査において「帰還意向有り」と回答いただいた世帯を除き、震災当時、帰還困難区域(中間貯蔵施設区域を除く)に住居登録されていた方のうち、土地または建物を所有されている方と、その方と同居されていた親族の方になります。なお、避難後に転出された世帯を含みます。

※ 震災当時に同居されていた世帯が複数に分かれて避難されている場合、可能な範囲で、同居されていた皆さまのご意向を含め回答をお願いいたします。(世帯主の方が意向をお示しすることが困難な場合、ご家族の方に送付させていただくことも可能ですので、問い合わせセンターにお問い合わせください。)

問い合わせ

住民生活課

TEL 0240-34-0242

双葉町長選挙・双葉町議会議員一般選挙のお知らせ

12月3日HP更新

任期満了に伴う双葉町長選挙および双葉町議会議員一般選挙が執行されます。
皆さんの声を町政に生かす大切な選挙です。棄権しないで投票しましょう。

告示日・投票日

- 告示日 令和7年1月16日(木)
- 投票日 1月26日(日)

投票できる方

投票できるのは、次の要件を満たす方です。

- 日本国民である方
- 満18歳以上の方(平成19年1月27日までに生まれた方)
- 令和6年10月15日までに双葉町に転入届を提出し、引き続き双葉町に住民登録をされている方

注意 投票する前に他の市区町村に転出された方は、投票できませんのでご注意ください。

全国各地に避難されている皆さまへ

全国の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票を行うことができます。

12月下旬頃に郵送の「選挙のお知らせ」に、請求用紙と返信用封筒を同封しています。
また、下記から用紙をダウンロードすることもできます。

注意 各投票所(期日前投票所含む)で投票できる方は、不在者投票の請求はしないでください。
不在者投票を請求された場合は、滞在地(避難先等)の選挙管理委員会での投票となりますので、双葉町の各投票所では投票できません。

▶ 不在者投票請求書兼宣誓書 [Excel]

https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15570/03-1_fuzaisyatouhyouseikyusyo_senseisyo.xlsx



▶ 不在者投票請求書兼宣誓書(記載例) [Excel]

https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15570/03-2_kisairei_fuzaisyatouhyouseikyusyo_senseisyo.xlsx



問い合わせ

双葉町選挙管理委員会(双葉町役場総務課内)

TEL 0240-33-0124

双葉町ダルマ市開催のお知らせ

12月2日HP更新

今年度も双葉町ダルマ市を開催します。

とき

令和7年1月11日(土)～12日(日)

ところ

JR双葉駅前

主催

双葉町ダルマ市実行委員会

プログラム



●1月11日(土)

10:00	開会式
10:30	子供樽神輿
11:00	ドラえもんショー(1)
12:30	巨大ダルマ引き
13:30	ドラえもんショー(2)
14:10	お笑い芸人(クールポコ)
15:00	1日目終了

※ 15時30分から初發神社境内で「どんと祭」を開催します。

●1月12日(日)

9:00	奉納神楽(初發神社)
9:30	民俗芸能発表会・芸能発表会
12:00	ダルマ神輿
13:00	ものまねステージ(坂本冬休み)
14:00	大道芸ステージ
14:30	閉会式

※ 飲食・販売ブースも多数出店します。

※ ダルマ市開催にあたり、1月10日(金)～12日(日)の3日間、JR双葉駅前を交通規制します。

※ 駐車場は、町民グラウンドまたは双葉厚生病院をご利用ください。

問い合わせ

双葉町ダルマ市実行委員会事務局 (双葉町役場 復興推進課)

TEL 0240-33-0127

令和7年度 双葉町任期付職員採用候補者試験 受験案内

12月2日HP更新

双葉町は、東日本大震災からの復旧・復興に向け、職員が一丸となり取り組んでいます。復興・復旧事業を実施するにあたり、職員の不足が見込まれることから任期付職員の採用試験を実施します。

1 受付期間と試験日

受付期間	12月2日(月)～令和7年1月10日(金)
試験日	令和7年1月下旬頃(予定) ※応募者へ個別に通知します。

- 受け付けは、月曜日から金曜日の業務時間内(午前8時30分～午後5時15分)
- 郵送による申込書提出の場合は、**令和7年1月8日(水)までの消印有効**です。
- 申込用紙は、双葉町役場総務課にて交付します。また、申込書はホームページからのダウンロードや郵送による請求も可能です。
※郵送による請求方法は、下記「8 受験手続および受付期間」を参照してください。
- 申込書の提出先は、双葉町役場総務課となります。また、申込用紙には添付する書類がありますので、早めに手続きをお願いします。

2 試験職種と採用予定人員

No.	試験職種	従事いただく業務内容	勤務場所	採用予定人員
1	一般行政職 (任期付職員)	窓口における届出受付、相談、助成、広報、指導等の業務、 帳票作成、文書整理、データ入力等に関する業務	双葉町役場	若干名
2	保健師 (任期付職員)	町民の健康づくりに関する支援業務、健康診断、 保健指導、健康づくり事業の実施等	双葉町役場	若干名
3	土木職 (任期付職員)	災害復旧事業(道路、下水道、橋梁)、 復興拠点整備事業(造成、上下水道)に係る設計、 積算業務および発注、工事監督業務	双葉町役場	若干名
4	農業土木職 (任期付職員)	農業の振興、農業環境整備に係る調査、設計および監督業務	双葉町役場	若干名

次ページへ続きます 

3 受験資格

No.	職種	受験資格
1	一般行政職 (任期付職員)	パソコンの基本操作(文書作成や表計算処理等)ができる者 ※年齢、学歴は問いません。
2	保健師 (任期付職員)	保健師資格免許所有者または令和7年3月までに取得見込みの者 ※年齢、学歴は問いません。
3	土木職 (任期付職員)	通算3年以上の土木職経験を有する者または高等学校、大学等で土木に関する課程を修めて卒業または修了した者 ※年齢、学歴は問いません。
4	農業土木職 (任期付職員)	通算3年以上の農業土木職(もしくは土木職)経験を有する者または高等学校、大学等で農業(もしくは土木)に関する課程を修めて卒業または修了した者 ※年齢、学歴は問いません。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 人事委員会または公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

4 試験の方法および内容

試験職種	試験内容
全職種	(ア) 書類選考 (イ) 論文試験…文章による表現力、課題に対する理解力等をみる (ウ) 口述試験…個別面接による人物評価

5 試験の期日および場所

試験日(予定)	場所	合格発表
令和7年1月下旬頃 ※応募者へ個別に通知します。	双葉町役場 (双葉町大字長塚字町西73番地4)	2月中旬頃 (予定)

次ページへ続きます 

6 合格者の発表、採用

- 合格者の発表は、令和7年2月中旬頃に双葉町役場掲示場に掲示するほか、合否の結果を受験者全員に通知します。
- 任期付職員の任期は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの予定ですが、業務の進捗に応じ、最大5年間まで任期を延長する場合があります。

注意 受験者本人ならびに第三者に関わらず、採用を有利に運ぶ目的をもって便宜を図るための行為をした場合は受験資格を失います。また、採用後この事実が明らかとなった場合は、採用が取り消されます。

7 給与等

- 給料は町の条例等に基づき、学歴、職歴などにより調整のうえ決定します。なお、任期付職員については任期中の昇給はありません。
- 上記のほか、給与条例の規定に従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当および勤勉手当などが支給されます。
- 勤務時間は、1週間あたり38時間45分で、年末年始(12/29～1/3)、週休日および祝日を除いて午前8時30分から午後5時15分までとなります。
- 年次有給休暇、特別休暇などの各種休暇制度が適用されます。

8 受験手続および受付期間

(1) 申込用紙等の請求

申込用紙等は、双葉町役場総務課で交付します。郵便により請求する場合は、封筒の表に「**任期付職員採用試験申込用紙請求**」と朱書きし、**140円切手**を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号:240ミリ×332ミリ)を必ず同封して、双葉町役場総務課へ郵送してください。

※ いわき支所、郡山支所、埼玉支所での申込用紙交付および郵便請求による申し込みはできません。

※ 申込用紙はダウンロードすることができます。

(2) 申し込み方法

申込用紙(兼宣誓書)に必要事項を記入し、必要書類を添えて双葉町役場総務課へ提出してください。また、郵送により提出する場合は、封筒の表に「**任期付職員採用試験申込**」と朱書きし、必要書類を添えて必ず簡易書留で郵送してください。

【必要書類】

① 申込用紙(兼宣誓書) [Excel]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15562/01mousikomiyoushi.xlsx>



次ページへ続きます 

② 職務経歴書 [PDF]

https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15562/02_1syokumukeirekisyo.pdf



※職務経歴書 記載例 [PDF]

https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15562/02_2syokumukeirekisyo_kisairei.pdf



③ 面接カード [Excel]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15562/03mensetsucard.xlsx>



④ 履歴書 (市販のものでも可能、必ず写真貼付)

【提出期限】

令和7年1月10日(金)

※ 郵送の場合は、令和7年1月8日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。

(3) その他

- 受験の際は、黒ボールペンまたは万年筆、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。これ以外の筆記用具は使用できません。また、昼食は受験者各自で用意願います。
- 試験当日、自家用車で来られる方は、双葉町役場駐車場を利用してください。電車を利用される方は、JR常磐線「双葉駅」で降りてください。双葉町役場までは徒歩約3分です。

9 試験結果の開示

試験の結果については、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定に基づき、口頭で請求できます。ただし、電話、はがきなどによる請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする顔写真入りの書類(運転免許証、学生証、旅券など)を持参のうえ、受験者本人が直接、双葉町役場総務課へおいでください。

開示請求できる者	開示内容	開示期間
受験者	総合得点・順位	合格者発表日から1カ月間

【問い合わせ先】

〒979-1495 双葉町大字長塚字町西73番地4

双葉町役場 総務課 行政係

TEL 0240-33-0124

双葉町公式YouTubeチャンネルから

福島県双葉町 空から見た復興状況(11月14日撮影)

双葉町では、復興に向けて日々変化する町の様子を定期的にドローンで記録しています。

- 0:00 オープニング
- 0:29 復興シンボル軸～中心市街地(羽鳥地区)
- 1:27 復興シンボル軸～中心市街地(長塚地区)
- 2:17 復興シンボル軸～中心市街地(新山地区)
- 2:49 復興シンボル軸～中心市街地(長塚地区)
- 3:35 中野地区復興産業拠点(両竹地区)
- 4:05 中野地区復興産業拠点(中野地区)



▶ <https://youtu.be/EQIZQnn4-jg>



双葉町民の避難状況(令和6年11月30日現在)

【都道府県別】(福島県外)

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	10	福井県	2	広島県	4
青森県	16	山梨県	14	山口県	3
岩手県	9	長野県	12	徳島県	-
宮城県	249	岐阜県	7	香川県	-
秋田県	12	静岡県	28	愛媛県	5
山形県	13	愛知県	11	高知県	-
茨城県	431	三重県	1	福岡県	9
栃木県	147	滋賀県	1	佐賀県	3
群馬県	40	京都府	10	長崎県	5
埼玉県	732	大阪府	8	熊本県	1
千葉県	153	兵庫県	4	大分県	4
東京都	373	奈良県	1	宮崎県	4
神奈川県	167	和歌山県	-	鹿児島県	12
新潟県	117	鳥取県	1	沖縄県	4
富山県	8	島根県	13	国外	5
石川県	11	岡山県	3	合計	2,663

(前月 2,660)

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	223	鏡石町	15	広野町	30
会津若松市	36	天栄村	3	檜葉町	19
郡山市	565	下郷町	2	富岡町	16
いわき市	1,992	只見町	2	川内村	3
白河市	165	南会津町	3	大熊町	12
須賀川市	60	猪苗代町	4	双葉町	72
喜多方市	6	会津坂下町	11	浪江町	10
相馬市	51	会津美里町	2	新地町	6
二本松市	21	西郷村	27	県内	1
田村市	14	泉崎村	8	合計	3,774
南相馬市	255	中島村	1	(前月 3,785)	
伊達市	13	矢吹町	25		
本宮市	36	棚倉町	11		
桑折町	4	埴町	7		
川俣町	1	平田村	4		
大玉村	11	三春町	27		

避難者総数

6,437

(前月 6,445)



郡山市からのお知らせ

紙の健康保険証の廃止と今後の健康保険資格確認について

12月2日HP更新

概要

1. 令和6年12月2日以降は、紙の国民健康保険証や後期高齢者医療被保険者証は新規発行できなくなります。
2. 既に国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入していて、令和6年12月1日までに発行された紙の国民健康保険証や後期高齢者医療被保険者証をお持ちの場合は、記載内容が変わらなければ**記載の有効期限まで保険証は引き続きお使いいただけます**。そのため、現在有効な保険証をお持ちの方にこちらから新たに資格確認書を送付することはありません。
3. マイナ保険証の利用登録をしていない方が、国民健康保険・後期高齢者医療保険に**新たに加入される場合、今後は「資格確認書」が交付されます**。
4. **資格確認書は、保険証に代わる医療保険資格確認書類としてお使いいただけます**。よって今後、医療機関窓口では「保険証」「資格確認書」「マイナ保険証」のいずれもお使いいただけます。

令和6年12月2日をもって紙の健康保険証が廃止されます

法改正により、令和6年12月2日をもって、現行の紙の国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証（以下、紙の健康保険証）は発行できなくなります。

この機会に是非、マイナンバーカードの取得およびマイナンバーカードの保険証利用登録（通称：マイナ保険証）をご検討ください。

今後の医療保険資格確認について

現行の保険証廃止に伴い、医療機関等を受診する際に必要なものは下記の通りとなります。

医療機関を受診する際に必要なもの（下表のうち1つ）

令和6年12月1日までの場合	令和6年12月2日以降の場合
<ul style="list-style-type: none"> ・ マイナ保険証 ・ 紙の健康保険証 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイナ保険証（※） ・ 紙の健康保険証（有効期限までは利用可能） ・ 資格確認書

次ページへ続きます

※該当する方は下記も必要になりますのでご持参ください。

- 紙の高齢受給者証（国保加入者でマイナ保険証をお持ちでない70～74歳の方）
- 紙の限度額適用認定証（国保加入者でマイナ保険証をお持ちでない方）
- 紙の特定疾病療養受療証（マイナ保険証をお持ちでない方）
- こども医療受給資格者証
- 一部負担金免除証明書、指定難病医療費受給者証等の公費負担医療受給者証

※ **マイナ保険証をお持ちの方に交付される「資格情報のお知らせ」では、マイナ保険証に対応している医療機関等は受診できません**のでご注意ください。

なお、マイナ保険証未対応の医療機関等では、マイナンバーカードのほかに、窓口で「資格情報のお知らせ」もしくは「スマートフォン等のマイナポータル資格情報画面」を提示する必要があります。

マイナンバーカードを「マイナ保険証」として利用することができます

令和3年10月20日から、オンライン資格確認システムの本格運用が開始され、医療機関や薬局の窓口で、マイナンバーカードが健康保険証として使えるようになりました。（ただし、マイナンバーカードに対応したカードリーダーの導入が済んだ医療機関や薬局が対象です。）

マイナンバーカードを健康保険証として使うためには、**健康保険証の利用登録**をする必要があります。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録は

- ① 顔認証付きカードリーダーのある医療機関で初回の利用登録をする
 - ② セブン銀行のATMで利用登録を行う
 - ③ ご自身のスマートフォン等を使用し、マイナポータルアプリで利用登録を行う
 - ④ 市町村の窓口支援を利用して利用登録を行う
- などの方法で行うことができます。

詳細・利用申し込みは、

▶ **マイナポータル**:マイナンバーカードが健康保険証等として利用できます！

https://myrna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html



次ページへ続きます 

マイナ保険証のメリットについて

マイナ保険証にはさまざまなメリットがあります。

- 紙の健康保険証、資格確認書と比べて医療費が20円節約できます。
- 医師が過去のお薬状況や健診結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てたり、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。
- 限度額認定証等がお手元になくても、高額療養費制度における限度額を超える医療費の支払いが免除されます。(ただし、国民健康保険税に滞納があると、自己負担限度額が確認できない場合があります。)

資格確認書について

資格確認書とは、マイナ保険証を利用登録していない方が医療機関等を受診する際に、保険証に代わり必要となるものです。

●交付方法について

令和6年12月2日以降、国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入した際、窓口で交付(※)、または郵送により交付します。

紙の健康保険証または資格確認書をお持ちの方で、マイナ保険証を利用登録していない方には、今後も有効期限満了前に有効期限を更新した資格確認書が郵送されます。

有効期間は今までの被保険者証と同様で1年間ですが、5年間は申請不要で更新されます。

- ※ 窓口での即日交付は、本人または世帯員の届出かつマイナンバーカードまたは運転免許証など写真入りの本人確認書類が必要です。

紙の健康保険証について

経過措置により、令和6年12月1日までに発行された紙の健康保険証は、券面の記載内容に変更がない限り、有効期限までご利用いただけます。

注意事項について

- 国民健康保険においては、窓口で手続をされる際、**マイナ保険証の利用登録が確認できた方については、資格確認書の交付や再交付は行いません。**該当の方にはその際「資格情報のお知らせ」を交付いたします。
- マイナ保険証の利用登録状況が加入時点では正確に把握できないことや、マイナ保険証への加入情報反映に時間を要するという理由により、被保険者の皆様の利便性を考慮し、**郡山市においては、国民健康保険の新規加入時、加入者全員に資格確認書を交付することとします。**ただし、交付後にマイナ保険証の利用登録が郡山市において確認可能となった場合、該当者への資格確認書の交付・再交付・有効期限経過後の更新等を行えないため、以後はマイナ保険証をお使いください。

次ページへ続きます 

- マイナ保険証の利用登録をいただいている方でも、マイナンバーカードの紛失等により資格確認書類が皆無となる場合や、成年後見・障がい・高齢等の本人事情により、証の利用に特定の配慮が必要な場合(要配慮者)であれば資格確認書を交付できます。交付申請が必要になりますので、詳しくは国民健康保険課までお問い合わせください。
- 令和6年10月1日から使用できる国民健康保険証は令和6年9月中旬に発送いたしました。また、令和6年8月1日から使用できる後期高齢者医療被保険者証は令和6年7月下旬に発送いたしました。現行の紙の健康保険証の一斉更新はこれが最後になります。
- マイナ保険証が利用可能な場合でも、他の健康保険から国民健康保険への切替など、**加入する健康保険が変わった場合は、これまで通り国民健康保険の加入・脱退の手続きが引き続き必要**です。また、マイナ保険証に情報が反映されるまでには、届出から数日かかります。
- DV・ストーカー・虐待被害等の支援措置を受けている方については、健康保険に関するお知らせがあります。[DV・虐待等被害者の方へ健康保険に関するお知らせ](https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/35/65439.html)のページをご確認ください。

▶ DV・虐待等被害者の方へ健康保険に関するお知らせ
<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/35/65439.html>



後期高齢者医療制度においては、暫定的な運用として、令和6年12月2日から令和7年7月31日までの期間は、新たに後期高齢者医療被保険者になる方、負担割合等資格情報に変更が生じた方、保険証を紛失等された方には、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、「資格確認書」を交付いたします。(ただし、保険証を紛失等された方が「資格確認書」の交付を受ける場合は、交付申請が必要です) **注意** なお、現在、有効期限が令和7年7月31日の被保険者証をお持ちの後期高齢者医療被保険者の方には、令和7年7月下旬頃にマイナ保険証の保有状況により、令和7年8月1日から使用する「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を送付いたします。

注意 後期高齢者医療被保険者に限る暫定的な運用です。国民健康保険被保険者は、上記の通り、マイナ保険証の保有状況により「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」のどちらかを交付します。

問い合わせ

市民部 国民健康保険課 国保税係
 後期高齢者医療係

TEL 024-924-2141
 TEL 024-924-2146

個人さまに対する請求書類 「生命・身体的損害に係る賠償」の発送について

11月27日

東京電力ホールディングス株式会社
福島復興本社

当社福島第一原子力発電所の事故により、今なお、福島県および広く社会の皆さまに多大なるご心配とご負担をおかけしていることにつきまして、心より深くお詫び申し上げます。

「生命・身体的損害に係る賠償」につきまして、以下の通りご請求の受付を開始させていただきますので、お知らせいたします。請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室(コールセンター)」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

- ・ご請求対象期間:2024年9月1日から2024年11月30日まで(原則3カ月単位)
- ・ご請求受付開始:2024年12月1日

なお、当社事故により避難等を余儀なくされたことで、生命・身体的損害によって就労不能損害を被られている方につきましても、「生命・身体的損害に係る賠償」にて就労不能損害をご請求くださいますようお願い申し上げます。

問い合わせ

＜原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先＞
福島原子力補償相談室(コールセンター)

 0120-926-404

午前9時～午後7時(月～金(除く休祝日))
午前9時～午後5時(土・日・休祝日)

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・家族構成が変わった
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している 世帯数と人数(2024.12.4現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	13	32
原町区	3	3
南相馬市 計	16	35
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合計	23	53

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511